

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石岡市長 谷島 洋司

市町村名 (市町村コード)	石岡市 (082058)
地域名 (地域内農業集落名)	石岡地区 (石岡地区、高浜地区、三村地区、関川地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月28日(石岡地区) (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が不足しており、そのため耕作放棄地が増加傾向にある。
 - ・農地の出し手はあるが、地盤のゆるい農地や接道等の条件が悪い農地は受け手が見つけられない。
 - ・有害獣被害の対策を行わないと、農業することが難しい場所がある。
 - ・ソーラーに転用する耕作地が増えている。
 - ・住宅地の近くは消毒に気を使い耕作しにくい。
 - ・農地へ先行投資しているため、安易に農地交換することは難しさもある。
- 【地域の基礎的データ】※2020年農林業センサス
農業経営体数:635経営体(うち50歳代以下 102経営体)
主な作物:水稲、きゅうり、小菊、梨

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・スマート農業や有機農業の推進等により、効率化や高付加価値化を進めることで、担い手の経営の安定を図る。
- ・空き家、空き農地の情報や補助金の情報を集約化し発信する体制を作りを目指し、農業への参入や規模拡大を支援する。
- ・地元農家がアドバイザーになる等、新規就農者を育てる仕組みづくりを検討する。
- ・行政、農協、農地中間管理機構、農業者、土地所有者等の関係者は、協議し、互いに協力しながら、適切に農業の担い手への支援を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,590 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,590 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

①農振農用地区域内の農地、②第1種農地、③利用権設定がされている農地、④担い手の所有農地、⑤基盤整備が予定されている農地、⑥その他話合いで選定した農地とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和8年1月28日開催)において、地
域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・石岡市染谷7709-1 1,739㎡
- ・石岡市染谷7713-1 8,769㎡
- ・石岡市染谷7719-1 12,290㎡
- ・石岡市染谷7726-1 8,625㎡
- ・石岡市染谷7731 3,353㎡
- ・石岡市染谷7734 1,709㎡
- ・石岡市染谷7735 7,735㎡
- ・石岡市染谷7741 2,239㎡
- ・石岡市染谷7742 994㎡
- ・石岡市染谷7743 2,461㎡
- ・石岡市染谷7744 2,115㎡
- ・石岡市染谷7745 1,262㎡
- ・石岡市染谷1791の一部 6,488㎡
- ・石岡市染谷1830-1 8,629㎡
- ・石岡市染谷1788 15,764㎡
- ・石岡市染谷1768の一部 14,501㎡
- ・石岡市染谷1762の一部 3,344㎡
- ・石岡市染谷1758の一部 1,044㎡
- ・石岡市染谷1755 1,667㎡
- ・石岡市染谷1754の一部 532㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
石岡地区の農地利用は、担い手である地域の認定農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
認定農業者等の担い手を中心に農地利用についての話し合いを進め、それに基づき農地中間管理機構を通した農地の貸し借りをしていくことで、徐々に集積・集約化の実現を目指す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
すでに基盤整備された箇所について、水路や機場等の老朽化が進んでいるため、県単土地改良事業補助金や多面的機能支払交付金等を活用しながら、順次補修・更新をしていく。さらに担い手から新たな基盤整備事業の要望があった際は、関連機関が地区の状況や基盤整備事業の必要性についてよく話し合った上で、連携して事業を進めていく。また八木干拓地区は引き続き関係者で話し合い、基盤整備事業の実施に向けて調整を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の高齢化が進んでいくことから、新規就農の相談があった場合には受け入れ等を積極的に行い新たに就農するものが自立できるよう地域で営農指導等のサポートができる体制づくりに取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手の減少や高齢化によって労働力が不足し、農業支援サービス業者への期待が高まっていることから、特に作業サポート型の農業支援サービスについて情報を収集し、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策(電気柵の設置や追い払いなど)の取り組みを目指す。
- ②ノウハウの共有や慣行栽培との調整等を行い、有機農業の取組拡大を目指す。
- ③農地の集積・集約化を進めることで、スマート農業に取り組みやすい環境を整える。
- ⑦中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。